

事務長	室長	主務	係員

R7.12月改定 受付印  
デンソー健康保険組合 御中

### 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

各項目の記入については在籍中の健康保険資格情報を確認し、必ず注意事項をよくお読みになりお申込みください。

チェック欄→ 私は『任意継続をする場合の注意事項・申請書記入例』をよく読み申込みしました。  
 チェック欄→ 私は資格喪失日欄に退職日の翌日を記入しました。(必要に応じ、人事窓口へお問い合わせください)

太 枠 内	健康保険被保険者等	記号	番号	任意継続被保険者等番号	90 -	
	会社名				従業員番号	
被 保 険 者	フリガナ氏名	.....		印	生年月日	S H 年 月 日
	資格取得日	S H R 年 月 日	資格喪失日 (退職日の翌日)	R 年 月 日	← 喪失日確認 担当者名・日付	
振 込 先	退職後住民票登録住所	〒 - 退職後連絡先 電話番号(自宅) ( ) - (携帯) ( ) -				
	ゆうちょ銀行の指定はできません。なお、被保険者ご本人名義の口座に限りです。					
被 保 険 者 の 資 格 確 認 書 発 行 の 要 否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要		要にチェックをいれた方は、別紙『資格確認書交付申請書【任継用】』を併せてご提出ください。添付がない場合は交付されません。			
	氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居	年間収入換算額
被 扶 養 者 が 届 入 保 険 料 納 付 方 法	継続		男 女	S H R 年 月 日	同居 別居	有・無 円/年
	資格確認書の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要	要にチェックをいれた方は、別紙『資格確認書交付申請書【任継用】』を併せてご提出ください。添付がない場合は資格確認書は交付されません。			
保 険 料 納 付 方 法	継続		男 女	S H R 年 月 日	同居 別居	有・無 円/年
	資格確認書の要否	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要	要にチェックをいれた方は、別紙『資格確認書交付申請書【任継用】』を併せてご提出ください。添付がない場合は資格確認書は交付されません。			
<p>以下、納付方法①～④のうち1つ選択し、希望するものに☑をお付けください。</p> <p>※口座引落を開始するのは、4カ月目～となります。★初回3カ月分はご自身でお振込みください。</p> <p><input type="checkbox"/> ①初回3カ月分を一括で振込む → 4カ月目～口座引落</p> <p><input type="checkbox"/> ②初回3カ月分を分割で振込む → "</p> <p>①②ご選択の場合「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(複写式)をご提出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> ③半期前納→半期分を一括で振込む</p> <p>・4～8月加入の方は、加入月～9月まで。後期分保険料のご案内は、9月中旬頃送付します。</p> <p>・9～10月加入の方は、加入月～加入年度の3月まで。翌年度4月以降のご案内は、3月中旬頃送付します。</p> <p><input type="checkbox"/> ④全期前納→全期分を一括で振込む(加入年度の3月まで)</p> <p>・翌年度4月からの保険料のご案内は、3月中旬頃送付します。</p> <p>※前納は月数に応じた保険料の割引があります。</p>						

健 保 組 合 使 用 欄	任継標準報酬月額	(千円/月)	口座振替開始年月	年 月 分～
	初回分(基本)保険料月	月～ 月分	前納納付期間	年 月～ 年 月
	基本健康保険料	円	前納分保険料	円
	保険料納付期限①	R 年 月 日	保険料合計	円
	保険料納付期限②	R 年 月 日	資格取得入力	D'sぼーたる登録 被保険者:
	保険料納付期限③	R 年 月 日	配偶者:	保険証利用登録 被保険者: あり・なし 扶養者①: あり・なし 扶養者②: あり・なし 扶養者③: あり・なし

## ■デンソー健康保険組合の任意継続をする場合の注意事項について

### 1. 任意継続とは

この制度は、退職によって被保険者の資格を失った場合にも、以下の条件を満たせば申請により、最長2年間継続してデンソー健康保険組合の被保険者となれる制度です。

- ①退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある
- ②資格喪失日から20日以内(必着)に健康保険組合へ『任意継続被保険者資格取得申請書』を提出する

### 2. 保険料について

- ・保険料の算定方法は、退職時の標準報酬月額と全被保険者の平均標準報酬月額とのいずれか低い方を基準とし計算します。
- ・在職中の健康保険料に会社負担分を含めた全額が自己負担となり、40歳以上65歳未満の方は介護保険料が加算されます。
- ・保険料は任意継続の資格取得月より納めていただきます。日割りはされません。
- ・保険料の振り込みにかかる手数料は、ご本人負担となりますのでご了承ください。

### 3. 申請時添付書類

- ① ご自身の住所・名前を記入した返信用封筒2枚(長3サイズ)
- ② 預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書(口座引落を選択された方のみ、押印前に銀行届出印をご確認ください)
- ③ **【マイナ保険証を持っていない方のみ】** 資格確認書交付申請書【任継用】
- ④ 申請の際、上記①、②(※)、③と資格取得申請書をセットし、ご自身で準備された封筒で健康保険組合まで送付ください。  
(※)口座引落をご希望の方で、退職手続き時に②の書類が手元にない方は申請書提出後、健保からお送りします。

### 4. D'sぼーたるについて

- ・任意継続加入時の『資格情報のお知らせ』等の証明書類はデンソー健保ポータルサイト【D'sぼーたる】にて掲載をいたします。
  - ・在籍中に登録をされていなかった方は、任意継続の資格取得(保険料入金前)までに登録をお願いいたします。
  - ・任意継続の資格取得までに登録を実施できなかった方には、任意継続資格取得後に登録のご案内を郵送にてお送りいたします。
- 【注意】**登録には健康保険記号・番号が必要になります。登録のタイミングによって番号が変わりますのでご注意ください。

◎任意継続保険料振り込み前⇒在籍中の健康保険記号番号 ◎任意継続保険料振り込み後⇒任意継続の健康保険記号番号

登録方法については、こちらを参考ください。URL [https://www.denso-kenpo.or.jp/about\\_dsportal](https://www.denso-kenpo.or.jp/about_dsportal) QRコードはこちら⇒



### 5. 任意継続資格取得までの流れについて

- ① この申請書を受理しましたら、初回保険料の振り込みの案内をお送りいたします。(退職日の1週間～2・3日前ごろ)
- ② ①の案内に記載の振り込み先へ保険料をご自身でお振込みをしてください。(金融機関窓口・ATM・ネットバンキングいずれかより振込)
- ③ 保険料の振り込みが健康保険組合で確認が取れましたら、資格取得手続きを行います。
- ④ 保険料振り込み後3日目以降(土日祝除く)に以下のどちらかで新しい健康保険資格(記号・番号等)をご確認いただけます。
  - ・マイナポータル⇒医療保険の資格情報
  - ・D'sぼーたる⇒資格情報のお知らせ

**【注意】**新しい健康保険資格情報の掲載時期は状況により異なります。保険料振り込みから1週間以上たっても切り替わらない場合は健康保険組合へご連絡ください。またその間に医療機関を受診される場合は健康保険の切り替え手続き中であることを窓口にてお伝えください。

### 6. 扶養家族について

在職中と扶養家族に変更がない場合、被扶養者届欄にご記入いただくことで継続できます。

ただし、扶養家族の増加・減少が生じる場合には、別途「健康保険被扶養者(異動)届」にて、必ず、届出が必要です。

### 7. 資格確認書の交付について

- ・資格確認書の発行が必要な方は申請書の資格確認書要否欄にチェックを入れ、資格確認書交付申請書【任継用】を添付してください。
- ・在籍中に交付された資格確認書は、任意継続加入後は使用できません。任意継続加入後も資格確認書が必要な場合は、上記対応が必要です。(在籍中に交付された有効期限内の資格確認書は、退職後返却ください)

**【注意】**マイナンバーカードを保有し健康保険証利用登録をしている場合は、申請書にチェックがあっても資格確認書は交付できません。

### 8. 資格喪失について

次に該当するとき、任意継続の被保険者資格を喪失します。

- ① 任意継続被保険者となってから2年が経過し、期間満了となったとき・・・満了日の翌日
- ② 再就職をして、他の健康保険の被保険者となったとき・・・就職先の健康保険資格取得日
- ③ 被保険者が死亡したとき・・・死亡日の翌日(死亡診断書と戸籍謄本の写しを提出)
- ④ 正当な理由がなく保険料が未納となったとき・・・保険料納付期日の翌日
- ⑤ 期間満了前に脱退したいとき・・・届出提出月の翌月1日(脱退希望月の前月末までに「資格喪失届出書」を提出)

上記の②、③、⑤の理由により資格喪失する場合は、デンソー健保HPより「任意継続被保険者資格喪失届出書(兼保険料還付請求書)」を印刷し、必ず届出が必要です。喪失した月以降に支払った保険料がある方には保険料が還付されます。

### 9. その他

- ① 確定申告に使用する『保険料納付証明書』は、毎年1月下旬に「D'sぼーたる」へ掲載します。
- ② 再就職や国民健康保険への移行による脱退、扶養家族の増加・減少のほか、住所・氏名・口座の変更、マイナカード紛失等によるマイナンバーに変更が生じる場合、必ず届出が必要になりますので健康保険組合までご連絡ください。
- ③ 退職前に申請書を提出したのにも関わらず、退職後5日経っても「任意継続被保険者保険料納付案内」が健康保険組合から届かない場合は下記までご連絡ください。
- ④ マイナンバーカードの電子証明書期限切れになると、マイナ保険証として利用できません。自治体から更新の通知を受け取ったら速やかに更新手続きを実施してください。

■お問い合わせ先 デンソー健康保険組合 医療保険室 総務G (社内メール: T1130)

〒448-8661 愛知県刈谷市昭和町1-1 TEL 外線: 0566-25-3121 / 内線: 551-89133 FAX 外線: 0566-24-6301

HPIはこちらから

E-Mail [kenpo\\_soumu@jp.denso.com](mailto:kenpo_soumu@jp.denso.com) H P <https://www.denso-kenpo.or.jp/>

